

## 京都府指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (業務管理体制の届出)

第2条 法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について、業務管理体制の整備（区分の変更）に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

### (届出事項の変更の届出)

第3条 法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

### (区分の変更の届出)

第4条 法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項について、業務管理体制の整備（区分の変更）に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

### (関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に關し、国及び市町村に対して、情報を提供することができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。